

## 保育を必要とする状態を証明できる書類等

保護者それぞれについて、子どものための教育・保育給付支給認定申請書(2号・3号認定用)兼保育所入所申込書に添付してある「保育を必要とする証明書(申立書)」とともに次の区分に該当する書類を提出してください。

※保護者以外の同居親族(祖父母等)については、平成27年度から提出不要となりました。

区分		書類の名前	内容等
就労中 (就労予定)	内職以外	「保育を必要とする証明書」の「A 勤めに出ている人(務める予定の人)及び自営の人」欄	・勤務先(又は勤務予定先)で、就労時間、就労日数等を詳しく証明してもらったうえで提出してください。 ・勤務先が会社組織でない場合でも事業主に証明してもらってください。 ・自営業の人は、ご自分で証明書に記入してください。 ※月48時間以上就労することが条件です。
	内職	「保育を必要とする証明書」の「B 内職をしている人」欄	・申立書を記入し、内職を発注している事業主に証明してもらってください。 ・会社組織でない場合でも事業主に証明してもらってください。 ※月48時間以上就労することが条件です。
		育児休業期間を証明する書類(育児休業を取得している場合のみ)	・育児休業期間を証明する辞令等の写し又は育児休業給付金を受給していることが確認できる書類の写しも提出してください。
妊娠・出産 (産前産後期間)	「保育を必要とする証明書」の「C 妊娠・出産、疾病・負傷・心身障害申立書」欄 母子手帳の写し又は妊娠証明書	・産前6週(多胎児の場合は14週)から産後8週までの間で、妊娠又は出産により体調がすぐれず、児童の保育ができないことが条件になります。 ・申立書を記入し、母子手帳の写しを添付してください。 ・母子手帳の写しは、表紙、母親の氏名や分娩予定日が分かるページのものを提出してください。	
疾病	「保育を必要とする証明書」の「C 妊娠・出産、疾病・負傷・心身障害申立書」欄 診断書	・病気のため、児童を保育できないことが条件になります。 ・申立書を記入し、診断書を添付してください。 ・診断書等は、病気のために児童を保育できない状況・程度(次の3区分)が分かる診断書を病院から出してもらい提出してください。 ①長期入院(1か月以上)している場合や常時寝たきりの状態であり、保育が常時困難 ②常に安静を要するなど、保育が常時困難 ③上記以外の場合で疾病により保育が困難	
障害	「保育を必要とする証明書」の「C 妊娠・出産、疾病・負傷・心身障害申立書」欄 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 診断書	・障害のために児童の保育ができないことが条件になります。 ・申立書を記入し、手帳の写し、診断書を添付してください。 ・手帳の写しは、氏名等や障害の程度が分かるページのものを提出してください。 ・診断書等は、障害のために児童を保育できない状況が分かる診断書(保育が困難である旨の記載があるもの。)を病院から出してもらい提出してください。	
同居親族の常時介護・看護	「保育を必要とする証明書」の「D 病気看護等申立書」欄 身体障害者手帳等の写し(障害を有する場合) 診断書	・同居親族が病気や障害等を理由に、常時、看護又は介護を必要としていることが条件になります。 ・申立書を記入し、看護・介護を受けている方の手帳の写し、診断書を添付してください。 ・手帳の写しは、氏名等や障害の程度が分かるページのものを提出してください。 ・診断書等は常時看護・介護、付き添いが必要である旨が分かる診断書(常時看護・介護、常時付き添いが必要である旨の記載があるもの。)を病院から出してもらい提出してください。	
災害復旧	罹災証明書	詳細は町窓口にご相談ください。	
求職活動	「保育を必要とする証明書」の「F 求職活動申立書」欄 ハローワークカードの写し	・求職活動のため、児童の保育ができないことが条件になります。 ※月48時間以上の求職活動をすることが条件です。 ※利用開始後90日を経過する日の月末までに就職できない場合、保育所は退所になります。	
学校・職業訓練等	「保育を必要とする証明書」の「E 学校・職業訓練に通っている人(通う予定の人)」欄 在学証明書 就学時間が分かるカリキュラム等	申立書を記入し、在学証明書、就学時間が確認できるカリキュラム等を添付してください。 ※月48時間以上の就学をすることが条件です。	
離婚前提別居(6か月以上)	民生委員の証明等	詳細は町窓口にご相談ください。	
児童虐待やDVのおそれ	専門機関の証明等	詳細は町窓口にご相談ください。	